

平成30年（食と観光対策特別委員会）開催状況

開催年月日 平成30年6月6日（水）  
 発言者 日本共産党 真下 紀子 委員  
 報告者 観光振興監、誘客担当局長、観光局参事

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 カジノを含むIRについて                      （真下委員）                      先月の委員会にIRに係る新たなインバウンド誘致企画調査結果が報告されました。私は5月21日、大門実紀史参議院議員と誘致を表明している苫小牧市を訪問し、担当部局からお話を伺うとともに、建設予定地を見ることができた。調査結果も踏まえ、いくつかの点でお伺いしたい。</p> <p>問題はそういう高い経済効果が見込まれるIRの誘致に関わって、しかしながらそうした数字以外にですね、慎重に検討しなければいけない項目がやはりいくつかあるというふうにとらえておりました、その点を中心に、以下、お伺いをしてまいりたいと思います。</p> <p>（一）カジノ（賭博場）の違法性に関する認識について                      （真下委員）                      まず、そもそも論となるが、IRの中核をなすカジノについて、カジノは刑法で禁止されている賭博場である。カジノ法案で区画の限定、事業者の免許制、カジノ事業者の免許・許可・認可制を定め、違法性を阻却したとしても、カジノという賭博場、開帳そのものは刑法で禁止されている犯罪であることには変わりはないと考えるが、道の見解をうかがいます。</p> <p>（真下委員）                      結局カジノ自体は賭博場として違反行為であることは変わらない。しかしIRの中に限っては、それを阻却できるんだという回答ですね。5月24日に参議院の内閣委員会がありました。その中で参考人の方から、納付金などの社会還元等があったとしても、カジノ事業者の利潤極大化行動を公営性によって粉飾することはできない。やはりこれは賭博行為であってそういう立場で対することが必要だということだと思えます。たとえ名前をゲーミングに変えても、娯楽であったりレジャーにはなりえない、それがカジノなんですね。賭博場に変わりはないわけで、このことをしっかりと肝に銘じて本質をみていかなければ、本質を見誤ると考えておりますので、このことは最初に指摘しておきます。</p> <p>（二）カジノの経済成長性とカジノ選択の理由について                      （真下委員）                      違法行為として禁止されているのは、「刑法上賭博等が犯罪とされているのは、賭博行為が、勤労その他の正当な原因によらず、単なる偶然の事情により財物を獲得しようとする他人と相争うものであり、国</p>	<p>（森観光局参事）                      IRと刑法の関係についてであります。一般的にカジノ行為については、刑法の賭博罪の構成要件に該当いたしますが、IR整備法案においては、刑法第35条の「法令行為」に当たるものとして、違法性が阻却されるよう、目的の公益性や公的な管理監督といった観点から、制度設計がなされているものと承知しております。</p> <p>現在、国会において、こうした観点も含め、法案の審議が進められていると承知しており、道としては、引き続き、審議状況を注視してまいると考えております。</p> <p>なお、IR整備法に依らないカジノ行為については、当然のことながら、賭博罪等の適用を受けるものと認識しております。</p> <p>（榎誘客担当局長）                      IR導入の効果等についてであります。IRは、国際会議場や家族で楽しめるエンターテインメント施設のほか、ホテルや商業・レジャー施設など様々な集客・交流機能を備えた統合型リゾートであり、インバウンドや道</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>民の射幸心を助長し、勤労の美風を害するばかりでなく、副次的な犯罪を誘発し、さらに国民経済の機能に重大な障害を与えるおそれがある」とされるからです。今回安倍政権の成長戦略として位置付けられ、国会で法案が審議されておりますが、道はカジノの経済成長性を道民にどうに説明しているのでしょうか。経済成長性があるのかということですね。あまたある地域経済振興策の中で、地域経済の活性化のために、なぜ、カジノを含むI Rを選択しようとしているのか、明確にお答え願いたいと思います。</p> <p>(真下委員)</p> <p>本当に統合型リゾートということであれば、そちらの方で黒字をあげて経営していけばよいわけで、カジノに頼る必要は全くないわけですよ。ところがそちらは赤字になるということが前提ですから、そうすると本当に経済的に、経済性がきちんとされているのか、非常に疑問が残るわけで、苫小牧市からもこの質問に対して明確な回答は得られませんでした。カジノというのは、略奪的ビジネスですから、絶対に生産性とかと整合しない経済行動なんですよ。特に苫小牧市が力を入れているものづくりであるとか、農業などと全く違う経済行動であることを指摘しておきます。</p> <p>(三) 民間投資の見通しについて (真下委員)</p> <p>大規模なリゾート開発事業になるわけだが、I R事業者の投資意向は、どのようになっているのでしょうか。民間投資の見通し、資金調達の見通しをどのようにお考えになっているのか。また、具体的に、誰が、どのくらい投資すると考えているのか、見解をうかがいたいと思います。</p> <p>(真下委員)</p> <p>この投資規模というのは事業者がそう言っているだけで、その具体性も実現性もみえてきません。明確なのはカジノを作るということだけは、はっきりしている。この規模というのは、六本木ヒルズの工事費、ユニバーサルスタジオジャパンのハリポッターが来る前の規模、あるいは、ハウステンボスの規模だということなんですけれども、こうしたものを自然豊かなウトナイ湖の上流に作って、果たしてそこで採算が取れるのかどうか。そこに今言ったような規模の誘客ができるのか。非常に疑問です。そこで中核となる施設として、M I C Eをつくるわけですね、I Rとしては。</p> <p>(四) M I C Eの他地域との競合等の検討について (真下委員)</p> <p>札幌市内中島公園エリアで、国際会議場等M I C Eの整備等がすすめられていると報道されておま</p>	<p>外客をはじめとする交流人口の拡大や滞在型観光の実現、雇用の場の創出など、本道経済や地域の活性化にも資するものと考えているところでございます。</p> <p>道といたしましては、I Rに含まれるカジノの法制上の位置付けも踏まえながら、I Rが本道全体の活性化につながるよう、その機能や施設のあり方などについて、引き続き検討を深めていく必要があると考えております。</p> <p>(森観光局参事)</p> <p>I Rの投資規模等についてであります。誘致を表明している道内3地域を対象に昨年度実施したI R事業者への事業構想調査において、回答のあった11社のうち8社がI R開発に関心を示している苫小牧市を例に申し上げますと、その投資規模については、約1,900億円から2,500億円の範囲となっているところでございます。</p> <p>今後、道としてI Rの誘致を行う場合には、法令に基づくI R区域の認定プロセスの中で、事業者との対話等を通じ、投資に係る詳細な資金計画などについても精査する必要があると考えております。</p> <p>(森観光局参事)</p> <p>M I C Eとの関わりなどについてであります。道としてI Rを誘致する場合には、ホテルや商業・レ</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>す。苫小牧市の構想でも、IRの機能の一つとしてMICEの整備を進めるといわけですけれども、誘致対象は現状の会議なのか、それとも多くの誘致の可能性、実現性を見込んでいるのか、私は定かでないと考えています。それだけでなく、海外のカジノに加え、国内でも他の地域に今の法案のままでいくと、2か所建設される可能性があるわけです。道は競合するMICEについて呼び込みと経営の観点からどういう風にお考えいらっしゃるでしょうか。MICEは赤字でもカジノで儲ける、これがIRなわけですけれども、MICEの赤字をどの程度と見込んで、カジノでどうカバーするのかをお聞かせ願いたい。</p> <p>(五) 協定における公費負担と道の役割、考え方について (真下委員) 予定地では、水道整備や、交通アクセスに関して、インターチェンジを増設しなければいけない、モノレールを整備したい、スマートシティなども話題となっていたわけですけれども、一体誰がその負担をするのか、これが定かになっておりませんでした。インフラ整備に関して、過剰な公的負担に対して道民理解は得られないと考えるわけです。道は、どのようにお考えになっているのか、伺います。また、苫小牧市が策定した構想では、「原則事業者負担」として、まるで住民負担がないかのように書かれているのですけれども、あくまで原則です。自治体との協定で、これはどのように対応しようとしているのか、伺いたいと思います。</p> <p>(再質) (真下委員) 今の答弁ですと、IR事業者の意向を把握しながら地元の自治体と負担の考え方について十分協議していく必要があるというふうに答えられたわけですけれども、そうしますと十分協議していくことでは、つまり道負担、自治体負担、道民負担、これはありうるということなのではないでしょうか。道負担はないと、明確に否定しないということなのかどうか、伺います。</p> <p>(真下委員) IRを建設していくときには地元負担がありうるということになるわけですね。しかし、地元の理解はそうなってはいません。原則事業者負担なんだということで説明をされているので、住民としてはね、お金を出す必要があるか、ということを考えてはいません。今、自治体財政は大変厳しい中で、本当にここに投資をしていいのかどうか、厳しく問われるわけで、過大な負担を要するようなIRというのは手を出さない方がいいのではないかと私は考えております。</p> <p>(六) 周遊観光などに対する道の役割について (欠)</p>	<p>ジャー施設などと一体運営するIRの大規模MICE施設と札幌市が計画する国際会議場との連携も含め、本道の多様な集客機能等を最大限に活用しながら、地域や民間の方々と一体となって、MICE誘致に向けた取組を推進していくことが重要と考えております。</p> <p>なお、IRに関する各施設ごとの収支見通し等につきましては、今後、道として誘致を行う場合には、事業者との対話を通じ、把握していく必要があると考えております。</p> <p>(森観光局参事) IRに伴うインフラ整備についてでございますが、IRを導入する場所や用地の状況によりましては、上下水道設備や交通基盤など、新たなインフラ投資が必要となる場合もあるものと認識しております。</p> <p>海外の事例などでは、こうしたインフラの整備をIR事業者の負担で行う場合もありますことから、道としてIRを誘致する場合におきましては、IR事業者の意向を把握しながら、地元の自治体などと負担の考え方について十分協議していく必要があるものと考えております。</p> <p>(榎誘客担当局長) インフラ整備についての重ねての御質問でございますが、道としてIRを誘致する場合には、まず候補地となる場所や用地を特定する必要がありますが、いずれに致しましても、インフラの整備に当たりましては、用地等の状況を踏まえた上で、IR事業者のインフラに関する投資意向を把握致しますとともに、地元の自治体などと負担の考え方や範囲などについて検討を行う必要があると考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(七) カジノの経営見通しについて (真下委員)</p> <p>カジノは3日間、24時間継続可能な規制基準というのを国は示しています、今の法案では、カジノはゲーミング収入を極大化するためにジャンケットなどを使ってですね、顧客の滞在時間を延ばすマーケティングツールを駆使して、約7割の収入はカジノから得て、他の部門の赤字をカバーするとされており。こういう経営手法なんですね。富裕層をターゲットにするということですから、需要予測の根拠にこうしたことが反映されているのでしょうか。何人の人が、何回カジノを利用して、いくら使い、カジノでどれだけの利益を上げるとお考えか。試算の根拠も示していただきたいと思います。</p> <p>(真下委員)</p> <p>この試算は、法案で回数制限が入る前の試算になっていますよね。ですから、3日間ずっと続けて年間120日までいける、そしてそのことは勘案されていません。それから、道内客が、実はインバウンドが中心だというイメージができていますが、実はそうじゃなくて、国内・道内客が6割から7割、ほとんどそこから搾り取るということが想定されているわけですよね。それに回数制限という、この回数ではね、道の試算の回数では年に1回から4回ですよ。ところが、120日まで入れるように法案の方はあるわけですから、そうなると整合性が取れなくなってくるんじゃないですか。もっともっとカジノで儲けられる、つまりカジノですってしまおう人が増えるということなんじゃないですか。そうした需要予測が示されなければ、今までの法案が提出される前のもものではね、これは誤解を与えてしまうと、そういう情報提供になってしまうのではないかと思います。</p>	<p>(森観光局参事)</p> <p>IRの需要予測についてでございますが、誘致を表明している道内3地域を対象にしまして、昨年度実施しました調査におきまして、需要予測の数値が最も高かった苫小牧市を例に申し上げますと、まず、IRへの訪問者数につきましては、周辺人口や観光入込客数をもとに、国民のレジャー参加率や海外のIRの事例などを参考と致しまして、道内、道外、インバウンドごとに、IR訪問率や利用回数を仮定致しまして、年間最大で約860万人と試算されたところでございます。</p> <p>また、これらの訪問者がゲーミングを行う割合につきましては、海外の実績などから、道内客35%、道外客・インバウンドをそれぞれ70%と仮定致しまして、一人当たりの売上高を乗じるとともに、VIP層の売上げを加算しました結果、ゲーミングによる売上高は、約550億円から約960億円の範囲となったところでございます。</p>
<p>(八) マネーロンダリング対策等について (真下委員)</p> <p>また、ここで指摘されているのは、カジノでマネーロンダリング対策はどのようにとられるのか。また、多重債務対策については、どう考えているのか、という視点で伺います。</p>	<p>(森観光局参事)</p> <p>マネーロンダリング対策等についてでございますが、現在、国会で審議されているIR整備法案におきましては、IRのカジノ事業に係わるマネーロンダリングを防止するため、犯罪収益移転防止法の対象にカジノ事業者を追加し、取引時の本人確認や、記録の作成・保持といった対策を講じますほか、一定額以上の現金取引の報告の義務づけや暴力団員の入場禁止といった規制が設けられているところでございます。</p> <p>また、利用者の多重債務問題に対応するため、カジノ事業者による与信の対象を外国人と一定以上の預託が可能な日本人等に限定しますほか、日本人等によるクレジットカードを利用したチップの購入やカジノ場内へのATMの設置を禁止するなど、諸外国と比べても厳しい規制が設けられているところでございます。</p> <p>現在、IR整備法案の審議の中で、こうした規制のあり方についても議論されているところでございまして、道としては、その動向を注視してまいりたいと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(真下委員) 私も注視していたんです。そうしたところ、ギャンブル依存症に対する対策なんですけれども、日本ではこれまで公営ギャンブル、パチンコが合法化されています。だけれども、ギャンブル依存症に直結するため、これまで日本の公営ギャンブル・パチンコでは、事業者が現場でお金を貸し付けるということはあってはならないと、こう考えられてきました。そして、多重債務問題が社会問題になって総量規制が入って、多重債務で苦しむ方が激減したわけですね。ところが、今度カジノは特定資金貸付業務として、カジノ事業者がお金を貸し付けるということが認められるんですね。そうすると、貸金業法で借りられる、それからもう一つは特定資金貸付業務としてこれを貸し付けることができると。そうすると、折角収入の3分の1ですか、上限規制があったのに、これ以上お金を借りることになると。そうなったら生活が破綻してしまうんじゃないでしょうか。この二重のルールで多重債務問題が再燃するんじゃないかということが非常に懸念をされているところです。</p>	
<p>(九) 納付金等について (真下委員) それに対して国のほうはカジノに係る納付金を依存症対策に一部を充てるんだと、こういうふうに検討しているところなんですけれども、苫小牧市はこの納付金の使い方について道が決めるという考え方を示しておりました。配分する立地町村をどこと考えているのか。苫小牧市の構想では、ギャンブル依存症対策の財源としても期待されるとしています。これまで放置されているギャンブル依存症対策とカジノによる依存症対策はどちらも対象となりうるのか。そのために、どの程度の財源規模が必要と考えているのか、お伺いします。</p>	<p>(榎誘客担当局長) 納付金の使途についてでございますが、現在、国会審議中のIR整備法案におきましては、カジノの納付金は、観光や地域経済の振興のほか、社会福祉の増進等に関する施策に充当することが求められているところでございます。 今後、道としてIRの検討を行う際には、こうした観点から、本道の観光振興や経済の活性化はもとより、ギャンブル依存症など社会的影響への対応にも資するものとなるよう、納付金等の有効な使途や財源の規模、さらには、関係自治体への配分の考え方などについて、検討する必要があると考えております。</p>
<p>(真下委員) 検討するということなんですけれども、全てをギャンブル依存症対策に使うわけではないと。観光振興や経済活性化にも使うと。さらに、この納付金を増やすためにはどうしたらよいかというと、カジノの売上を上げることが必要になってくるわけですね。そうすると依存症になる人も必然的に増えてくると。そういうたちごっこと言いますか、そういうようなルールの中でギャンブル依存症対策というのは、実現性がどんどん下がっていくと。ただ、やってますよと言うためだけにやるような感じがしますね。</p>	
<p>(十) ギャンブル依存症対策について (真下委員) ギャンブル依存症対策について伺いたいのですが、ギャンブル依存症は犯罪を発する原因にもなっているわけですが、みなさんの中でこのギャンブル依存、パチンコ依存によって犯罪にどれだけの人たちが関わっているのか、どういう犯罪が起きているのか、ご存じの方はいらっしゃいますか？ちょっと通告していなかったもので、あんまり答えられないじゃない</p>	<p>(本間観光振興監) ギャンブル依存症への対応についてでございますが、IRの導入につきましては、インバウンドをはじめ本道観光の振興や地域経済の活性化などの推進力になることが期待される一方で、条件次第では、誰もがなる可能性があることとされるギャンブル依存症など社会的な影響を懸念する声も少なからずあるものと認識してございます。 こうしたことから、道と致しましては、IRの誘致を</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>かなと思って、先に警察庁と他の警察のほうから資料を取り寄せました。それで警察庁の方では、全国庁のほうでは、全国の中でパチンコ依存で犯罪を犯したという人が1,388人。ギャンブル依存で、1,182件とあったというふうに言われております。犯行ですね、刑法犯罪種別犯行という件数が報告されております。北海道ではどうかと言いますと、パチンコ依存を起因とする犯罪は85件、ギャンブル依存を起因とする犯罪は28件ありまして、三日に一回、ギャンブル依存を起因とする犯罪が起きているということが、平均するとですね、あります。</p> <p>その他にですね、どんなことをやっているかという、侵入して窃盗する。侵入しない車上狙い。こうしたもの、社会不安を高めていますよね。こうしたことにも手を染めている人たちがいることが明らかになりました。</p> <p>その他に、遊興費の充当にあてるために犯罪を犯す人が千人以上いるということです。ギャンブル依存、パチンコ依存と判断されていない方も、この中に一定程度いらっしゃると思いますので、その数は本当に憂慮すべき事態だ、とこのように思うわけです。</p> <p>そこで、ギャンブル依存症対策についてうかがうのですけれど、大王製紙の創業家3代目の井川意高氏、みなさん覚えていらっしゃるでしょうか。グループ企業から無利子で借金を重ね3年足らずで106億8000万円をカジノで失いました。懺悔録には、カジノのテーブルについた瞬間、私の脳内にはアドレナリンとドーパミンが噴出する。勝った時の高揚感もさることながら、負けた時の悔しさと、次の瞬間に沸き立つ、「次は勝ってやる」という闘争心がまた妙な快楽を生む。だから勝っても負けてもやめられないのだと。こう書かれております。それで、ギャンブル依存症の人の思考というのはどうなっているのかということは、「辞めなければ取り返すことができる」、「だからやめることができない」、これがギャンブル依存症の考え方なんです。担当の方はやったことがないんで、わからないと言うんですけど、私はよくわかります。それで、これがギャンブル依存症の思考なんです。一部の意思の弱い人になるわけでもなく、だれもが陥る可能性があるもので、ギャンブル依存症に対する道の認識を改めてうかがいたいと思います。</p> <p>(真下委員)</p> <p>条件次第では誰もがギャンブル依存症になる可能性がある、と条件というのは一体どういうことなのかと思うんですけど、ビギナーズラックで当たったとかね、それから大当たりをした、こないだの競馬もそうでしたけど大当たりが出ましたよね。そういう快感を知ってしまった人は陥りやすいわけです。3連単でずいぶん大きな当たりが出ました。頑張りましたね、あの馬も。そういう中でですね、しかしながらそういう犠牲が出ると。そういう犠牲を出してまでやる必要があるのかと。公営ギャンブルとは違うわけですよ。公営ギャンブルは射幸心を抑えるために道営競馬に関しては道がコントロールしますよね。だから、返ってくるお金が多いわけですよ。他のところよりも。射幸心が低いわけですよ。そう</p>	<p>検討するに当たっては、現在、国会で審議されておりますIR整備法案とともに、ギャンブル等依存症対策基本法案の動向なども見極めながら、IRにおけるカジノ規制に加え、既存のギャンブルも含めた事前の予防や事後のケアなど、幅広い観点から効果的な対応等につきまして検討していくことが必要と考えているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>           いうふうにはコントロールできるわけですがけれども、この民間がやるカジノというものはそうはならないわけです。なるべく儲けたい、極限まで儲けたい。これがカジノの意思なんです。         </p> <p>           それで、どんな人たちがどんな犯罪を犯しているかということをお諮議院内閣委員会でギャンブルの問題が動機にあった事件について、田中紀子さんというギャンブル依存症問題を考える会の方が資料を提出しています。で、どんな方がなるか。子育て中の若い親御さん、教職員、市の職員、団体の担当者、会社の役員、警察官、消防団、それからJAの職員まで犯罪を犯している。さっきの窃盗だけではなく。人を殺したりもしています。それから給食費にまで手を出している。公金に手を付ける。こういうことをやるんです。それが病気だから止めることができなくなってやってしまうんです。そうなるんですよ、みなさんももしギャンブルに手を出して依存症になってしまったら。自分の意思では止められない。それがギャンブル依存症なんです。だから家庭も崩壊します。聞くところによりますと、あるパチンコの盛んな地域では、夏休みが終わると子供の名字が変わってくるんだと。どうしてって聞いたら、ギャンブル依存などで多重債務になって離婚してしまったと。家庭の崩壊にも繋がる。少子化対策のためにIRがいいんだと言っていますが、全く逆行する、家族を崩壊に貶め、そして人の不幸を原資とするギャンブル依存症を生み出すようなカジノというのは絶対に認めてはなりません。そして、北海道は今カジノがなくても海外の観光客が増えてますから、そっちの魅力を最大限活かすことこそ必要だと考えます。         </p> <p>           そのことを述べまして、質問を終わります。         </p>	